ついて準用する。この場合において、第一条の四第十項中「第二条の三に定める」とあるのは「第三十三条の十七第三項の規定に基づき消防庁長官が定める」と、同条第十六項第二号中「実施場所」とあるのは「実施場所又は実施方法」と、同項第四号中「別記様式第一号による修了証の交付の有無」とあるのは「前号の受講者のうち、講習修了証明を受けた者及びその年月日」と、同条第十七項及び第二十一項第一号中「第三項各号」とあるのは「第三十三条の十七の二第三項各号」と、同項第二号中「第四項第一号又は第三号」とあるのは「第三十三条の十七の二第四項第一号、第二号又は第四号」と読み替えるものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

2　消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年総務省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第三中「第三十一条の七第二項」の下に「、第三十三条の十七の二第八項」を加える。

○法務省令第三号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第十条第二項並びに人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）第十六条第一項及び第二十条の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月二十六日

法務大臣　小泉　龍司

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令

（法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部改正）

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

別表第一

改正後			
［略］			
静岡地方法務局			
支局	出張所	位置	管轄区域
［略］	［略］	［略］	［略］
浜松	（浜松）	静岡県浜松市中央区	静岡県の内浜松市湖西市
		［略］	［略］
［略］			
奈良地方法務局			
支局	出張所	位置	管轄区域
［略］	［略］	［略］	奈良県の内大和高田市御所市
葛城	（葛城）	奈良県大和高田市	

改正前			
［同上］			
静岡地方法務局			
支局	出張所	位置	管轄区域
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
浜松	（浜松）	静岡県浜松市中央区	静岡県の内浜松市湖西市
		［同上］	［同上］
［同上］			
奈良地方法務局			
支局	出張所	位置	管轄区域
［同上］	［同上］	［同上］	奈良県の内大和高田市御所市
葛城	（葛城）	奈良県大和高田市	